

一般社団法人 背骨コンディショニング協会
会員規約

一般社団法人背骨コンディショニング協会 会員規約

第1条（入会資格）

一般社団法人背骨コンディショニング協会（以下、「当協会」という）への入会資格は、以下の要件をすべて満たす者とします。

- ① 当協会認定のインストラクター養成講座を受講し、かつ、インストラクター試験に合格した人
- ② 本規約及び当協会が定める諸規約・諸事項を遵守できる人
- ③ 当協会に対する未払債務のない人
- ④ 過去に除名処分を受ける等、当協会との間でトラブルを起こしたことがない人
- ⑤ 反社会勢力（暴力団員、暴力団関係者、その他これに準ずる者）に所属しない人

第2条（入会）

- 1、当協会に入会を希望する者は、インストラクター試験合格日より2週間以内に会員登録の手続きを行い、かつ、所定の入会金、登録料、年会費、保険料（以下、4つ合わせて「入会金等」という）を支払わなくてはなりません。

入会金等の金額については、入会時の案内に掲載致します。

- 2、前項の手続きが完了後、当協会が承認し、インストラクターの資格を付与した者を「会員」とし、インストラクターのディプロマ（証明書）を交付するものとします。

当協会が承認しなかった場合は、前項の入会金等を返金致します。

- 3、納入された入会金等は、前項の場合を除き、理由を問わず返金致しません。

第3条（会員の種類）

- 1、当協会の会員の種類は、以下に定めるとおりです。

- ① 背骨コンディショニングインストラクター（以下、「インストラクター」という）＝当協会認定のインストラクター養成講座（以下、「インストラクター養成講座」という）を受講後に、インストラクター試験に合格し、かつ当協会がインストラクターの資格を付与した者
- ② 背骨コンディショニングパーソナルトレーナー（以下、「パーソナルトレーナー」という）＝当協会認定のパーソナルトレーナー養成講座（以下、「パーソナルトレーナー養成講座」という）を受講後に、パーソナルトレーナー試験に合格し、かつ当協会がパーソナルトレーナーの資格を付与した者
- ③ 背骨コンディショニングスペシャリスト（以下、「スペシャリスト」という）＝当協会認定のスペシャリスト養成講座（以下、「スペシャリスト養成講座」という）を受講後に、スペシャリスト試験に合格し、かつ当協会がスペシャリストの資格を付与した者
- ④ 背骨コンディショニング食トレインストラクター（以下、「食トレインストラクター」という）

= 当協会認定の食トレインストラクター養成講座（以下、「食トレインストラクター養成講座」という）を受講後に、食トレインストラクター試験に合格し、かつ当協会が食トレインストラクターの資格を付与した者

2、当協会の会員資格は、他人に譲渡または相続することはできません。

第4条（インストラクター）

インストラクター養成講座を受講するためには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 当協会認定の腰痛解決講座（以下、「腰痛解決講座」という）を1年以内に受講していること
- ② 当協会に対する受講料等の未払債務のない人

第5条（パーソナルトレーナー）

1、パーソナルトレーナー養成講座を受講するためには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① インストラクター資格を保有していること
- ② 当協会に対する受講料等の未払債務のない人

2、パーソナルトレーナー試験に合格した者は、試験合格日より2週間以内にディプロマ申請の手続きを行い、かつ、所定の年会費及び保険料（以下、2つ合わせて「年会費等」という）を支払わなくてはなりません。

3、前項の手続きが完了後、当協会が承認し、パーソナルトレーナーの資格を付与した者に、パーソナルトレーナーのディプロマ（証明書）を交付するものとします。

当協会が承認しなかった場合は、前項の年会費等を返金致します。

第6条（スペシャリスト）

1、スペシャリスト養成講座を受講するためには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① パーソナルトレーナー資格を保有し、かつ、矯正認定試験に合格していること
- ② 当協会に対する受講料等の未払債務のない人

2、スペシャリスト試験に合格した者は、試験合格日より2週間以内にディプロマ申請の手続きを行い、かつ、所定の年会費等を支払わなくてはなりません。

3、前項の手続きが完了後、当協会が承認し、スペシャリストの資格を付与した者に、スペシャリストのディプロマ（証明書）を交付するものとします。

当協会が承認しなかった場合は、前項の年会費等を返金致します。

第7条（食トレインストラクター）

食トレインストラクター養成講座を受講するためには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① インストラクター資格を保有していること
- ② 当協会に対する受講料等の未払債務のない人

第8条（年会費等）

- 1、会員が当協会に支払わなければならない年会費等の金額は、入会時・昇格時・更新時の案内等に掲載致します。
- 2、年会費等は、毎年4月1日から翌年3月31日までの一年分であり、年度途中で入会する会員は、入会月からの残月分を月割りで計算して支払うものとします。
年度途中で会員の種類が変わった会員は、年会費等の差額分につき、変更月からの残月分を月割りで計算して支払うものとします。
- 3、納入された年会費等は、年度途中の休会、降格、除名、退会、死亡、その他理由の如何を問わず返金致しません。

第9条（会員資格の更新）

- 1、会員資格の継続を希望する者は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。
 - (1)前条第1項に定める次年度の年会費等を、毎年2月～3月の所定の期日内に、当協会に支払うこと
 - (2)次の更新研修を受講すること
 - ① スペシャリストは、更新矯正研修
 - ② パーソナルトレーナーは、ペア矯正研修
 - ③ インストラクターは、課題動画の視聴研修
- 2、期限内に次年度の年会費等の支払いがない場合は、当年3月末日をもって会員資格を喪失します。
- 3、スペシャリストまたはパーソナルトレーナーが更新研修を2年続けて受講しない場合は、当年3月末日をもって会員の権利を一時停止します。
- 4、更新研修にかかる費用については、別途定めることとします。

第10条（会員の権利）

- 1、すべての会員は、以下の権利を持ちます。
 - (1)当協会が使用権を有している次の商標を使用する権利
 - ① 背骨コンディショニング 登録番号第 5778183 号
 - ② 背骨コンディショニング（ロゴ） 登録番号第 5237113 号
 - ③ 背骨コンディショニング協会 登録番号第 5237114 号
 - ④ 神経ストレッチ 登録番号第 5566935 号
 - ⑤ ROM運動（ロゴ） 登録番号第 5566933 号
 - ⑥ Sebone Conditioning（ロゴ） 登録番号第 5858113 号
 - ⑦ 仙骨枕 登録番号第 5904805 号 第 6338200 号

(2)次の名称を肩書として使用する権利

- ① 一般社団法人背骨コンディショニング協会 背骨コンディショニングインストラクター
- ② 背骨コンディショニングインストラクター
- ③ 一般社団法人背骨コンディショニング協会会員

(3)腰痛解決講座を開催する権利

(4)グループ体操教室を開催・指導する権利

(5)当協会が開発した商品及びデジタルコンテンツ（当協会が有する商標を使った体操動画などをネット上のサービスで配信するコンテンツのこと）を販売する権利

2、パーソナルトレーナー及びスペシャリストは、第1項の権利に加え、以下の権利を持ちます。

(1)次の名称を肩書として使用する権利

- ① 一般社団法人背骨コンディショニング協会 背骨コンディショニングパーソナルトレーナー
- ② 背骨コンディショニングパーソナルトレーナー

(2)インストラクター養成講座を開催する権利

(3)マンツーマン（パーソナル）で行う指導（体操指導とペアコンディショニング）

(4)矯正認定試験の合格者はペア矯正（仙骨・腰椎・胸椎・股関節の矯正）

3、スペシャリストは、第1項及び第2項の権利に加え、以下の権利を持ちます。

(1)次の名称を肩書として使用する権利

- ① 一般社団法人背骨コンディショニング協会 背骨コンディショニングスペシャリスト
- ② 背骨コンディショニングスペシャリスト

(2)背骨矯正（全身）

(3)パーソナルトレーナー養成講座を開催する権利

4、食トレインストラクターは、以下の権利を持ちます。

(1)次の名称を、肩書として使用する権利

- ① 一般社団法人背骨コンディショニング協会 背骨コンディショニング食トレインストラクター
- ② 背骨コンディショニング食トレインストラクター

(2)食トレインストラクター養成講座を開催する権利

第11条（販売相手の制限等）

- 1、会員は、当協会が開発した商品やデジタルコンテンツを、法人（個人事業者を含む）や団体に販売することはできません。
- 2、当協会が商品やデジタルコンテンツを会員に販売する価格は、別途定めることとします。

第12条（講座の開催）

会員が、腰痛解決講座、インストラクター養成講座、パーソナルトレーナー養成講座、食トレインストラクター養成講座（以下、4つ合わせて「講座」という）を開催する場合は、以下の点を遵守しなければなりません。

- ① 事前に、開催する講座を当協会の講座登録システムに登録すること
- ② 講座で使用するテキスト及び教材を、当協会より購入すること
- ③ 講座に欠席者があった場合、または当日参加など当協会のホームページに申し込みをした受講生以外の参加があった場合は、講座開催日から1週間以内に、その受講生の氏名・住所・電話番号・Eメールアドレスを当協会に報告すること
- ④ 当協会の承認を得た場合を除き、会員自身または第三者の商品・サービスを、受講生に紹介または販売してはならないこと
- ⑤ 当協会の承認を得た場合を除き、講座を開催する会場内に、受講生以外の者を立ち入らせてはならないこと
- ⑥ 受講生から要望やクレームを受けた場合、その内容及び対応を当協会に速やかに報告すること
- ⑦ 講座の動画撮影または音声録音を、受講生に許可してはならないこと
- ⑧ 当協会が講座にいつでも立ち入ることを認めること

第13条（グループ体操教室・マンツーマン体操指導・イベントの開催）

会員が、グループ体操教室やマンツーマン体操指導（以下、両者を合わせて「体操教室等」という）またはイベントを開催する場合は、以下の点を遵守しなければなりません。

- ① 事前に、開催する体操教室等やイベントの開催申請を行うこと
- ② 当協会のテキスト及び指示に従うこと
- ③ 当協会が体操教室等やイベントにいつでも立ち入ることを認めること

第14条（会員の一般的義務）

- 1、会員は、本規約及び当協会が定める諸規約・諸事項を遵守しなければなりません。
- 2、会員は、当協会の定める年会費等を、所定の方法で支払わなければなりません。
- 3、会員は、当協会が会員に認めた活動（以下「協会活動」という）を通じて知りえた情報を適切に管理しなければならず、協会活動以外の目的で使用したり、第三者に開示したりしてはなりません。特に個人情報に関しては、個人情報保護法を遵守しなければなりません。

第15条（会員の禁止事項）

会員は、以下に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ① 当協会の名誉や信用を棄損したり、業務妨害をする行為
- ② 当協会内の秩序を乱したり、他の会員や受講生に対して迷惑を及ぼす行為
- ③ 他の会員や受講生に対して、セールス、ネットワークビジネスの勧誘、政治活動、宗教の布教活動、その他これに準ずる活動を行う行為

- ④ 当協会の許可なく、当協会が認定している講座や体操教室等に類似する講座や体操教室等を開催する行為。その類似性の判断は、当協会の講座内容やテキスト内容、体操教室等の内容に照らして、当協会が判断するものとします
- ⑤ 当協会の許可なく、当協会の講座内容、テキスト、習得した技術等を第三者に開示したり、使用もしくは改変して使用する行為
- ⑥ 当協会の許可なく、当協会が推奨していない商品やデジタルコンテンツを販売する行為
- ⑦ 当協会のコンディショニング理論を当協会の名前を出さずに使用する行為、または、当協会以外のコンディショニング理論を当協会の名前を出して使用する行為
- ⑧ 当協会の活動に支障をもたらす行為

第 16 条（商標登録禁止義務）

会員は、会員である間は勿論、会員でなくなっても、以下に掲げる商標登録をしたり、第三者に商標登録させたりしてはなりません。

- ① 当協会が使用する商標やこれに類似する商標
※「これに類似する商標」とは、当協会と出所の混同が生じる可能性のある紛らわしい商標のことです。例えば、当協会の団体名、当協会が提唱するメソッド名やプログラム名、これらを象徴するロゴマーク等に類似する商標がこれに当たります。
- ② 当協会の代表者が運営する当協会関連事業において使用する商標やこれに類似する商標

第 17 条（競業禁止義務）

会員は、会員である間は勿論、会員でなくなっても、当協会を通して習得した技術や知識を、当協会と競合する他の事業者で使用したり、自ら設立した会社や事業で使用してはなりません。

第 18 条（会員の個人情報の取り扱い）

当協会が預った会員の個人情報は、次の利用目的に沿った範囲内で使用致します。

- ① 当協会から業務上の連絡をする場合
- ② 講座や体操教室等、イベントへの問い合わせ等に対応する場合
- ③ 会員からの問い合わせ等に対応する場合
- ④ 会員に事前に連絡し、会員の同意を得ている目的の場合

第 19 条（当協会と会員の関係）

- 1、会員の協会活動は、会員が個人事業主として行うものであり、協会活動に際して、事故や盗難・紛失、その他受講生とのトラブルが発生しても、当協会は一切責任を負わないものとします。
- 2、会員は、他の会員または受講生等との間で紛争が生じた場合は、自らの責任と費用負担をもって処理解決し、当協会に迷惑や損害をかけないものとします。

第20条（連絡の方法）

当協会から会員に対する連絡は、原則として E メールで行うものとします。

第21条（変更の届出義務）

- 1、会員は、入会申込書に記載した会員自身の個人情報に変更が生じた場合、その日から2週間以内に、所定の手続きに従い、変更内容を当協会に提出しなければなりません。
- 2、前項の届出が行われなかったことにより生じた会員の損害や不利益については、当協会は責任を負わないものとします。

第22条（休会）

- 1、会員は、所定の手続きに従い、「休会届」を当協会に提出し、かつ所定の期間内に休会費用3,300円を支払うことにより、次年度（4月1日から翌年3月31日まで）を休会することができます。
- 2、休会期間中は、第10条に定められた会員の権利は使用できなくなり、協会活動は一切行うことができません。
- 3、年度途中で休会を止める場合は、第8条第2項に準じ、その月からの残月分の年会費等を支払えば、会員の権利が回復し、協会活動を再開することができます。

第23条（資格の降格）

- 1、インストラクター、パーソナルトレーナー、スペシャリストという序列の中で、会員が資格の降格を希望する場合は、所定の手続きに従って「降格届」を当協会に提出し、かつ放棄する資格のディプロマを当協会に返還しなければなりません。
- 2、年度途中で降格する場合でも、年会費の差額分の返還は致しません。
- 3、元の資格への復帰を希望する場合は、第3条第1項に定めるパーソナルトレーナー養成講座またはスペシャリスト養成講座を再受講し、試験に合格しなければなりません。

第24条（会員の権利の一時停止）

- 1、会員に次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当協会は、第10条に定める会員の権利を一時停止することができます。
 - ① 第14条（会員の一般的義務）に違反する行為があったとき
 - ② 第15条（会員の禁止事項）に該当する行為があったとき
 - ③ 本規約や当協会が定める諸規約・諸事項に対する違反行為があったとき
 - ④ 当協会の指示・指導に従わないとき
 - ⑤ 社会通念上、当協会の会員として相応しくないと認められるとき

2、会員の権利を一時停止する期間は、各ケースに応じて当協会が定めるものとします。

第 25 条（除名）

会員に次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当協会は当該会員を除名することができます。

- ① 年会費等またはその他必要な諸費用を支払わないとき
- ② 入会資格がないことが判明したとき
- ③ 入会申込書等に重大な虚偽があることが判明したとき
- ④ 第 15 条（会員の禁止事項）に該当する行為があったとき
- ⑤ 他の会員や受講生とのトラブルの原因が当該会員に起因するとき
- ⑥ 本規約や当協会が定める諸規約・諸事項に対する重大な違反行為があったとき
- ⑦ 当協会の指示・指導に従わないとき
- ⑧ 社会通念上、当協会の会員として相応しくないと認められるとき

第 26 条（退会）

会員が退会を希望する場合は、所定の手続きに従い、「退会届」を当協会に提出しなければなりません。

第 27 条（会員資格の喪失）

- 1、会員は、除名、退会、死亡、または第 9 条第 2 項で定める会員資格の更新をしなかったことにより、その資格を失います。
- 2、会員資格を喪失した者は、当協会が発行したディプロマを当協会に直ちに返還しなければなりません。

第 28 条（会員の復帰）

会員資格を喪失した者（除名を除く）が会員への復帰を希望する場合は、退会時に保有していた資格の養成講座を再受講し、かつ試験に合格しなければなりません。

第 29 条（損害賠償責任）

会員が本規約や当協会が定める諸規約・諸事項に違反し、当協会に損害を与えた場合は、会員はその損害を賠償する責任を負うものとします。

第 30 条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争は、裁判所の調停手続きをする場合も含めて、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条（本規約の改訂）

本規約は当協会が会員に予告なく随時変更することができ、変更した規約は、第 20 条に定める方法により、事後に会員に対して通知致します。ただし、会員に重大な影響を与えると思われる場合は、事前に相当の期間をおいて会員に通知するものと致します。

附則

- 1) 本規約は令和 4 年 4 月 1 日より実施する

以上の各条項につき、私は、同意をします。

西暦 年 月 日

（住所）_____

（氏名）_____（印）_____